

【事案Ⅲ－８】自然災害共済金請求

・2021年2月8日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、強風による自宅の玄関窓ガラスや外壁サイディングの損害に気づき、共済金を請求したが、共済担当者から提示された金額に納得がいかず、建設会社の見積額で共済金を請求した。被申立人の鑑定人の再調査の結果、玄関窓ガラスの損害のみが認められ、それ以外の損害は認めないと当初提示金額より低い額を提示されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は2019年9月22日に風災で起きた損壊について、自然災害共済金として1,849,679円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1)2019年9月22日の台風17号の風災で自宅の玄関窓ガラス・外壁サイディングに損害が発生し、仕事や家族の体調のために連絡が遅れて2020年4月に、共済団体に損害発生を連絡した。担当者が調査に来て共済金205,436円と回答されたが、納得できないので建設会社に修繕見積りを依頼し、見積額は1,849,679円と提示されたので、被申立人に提出した。

(2)2020年5月27日に被申立人の依頼で鑑定会社が再調査にきて、目視と写真だけを撮っていった。6月中旬、鑑定の結果として玄関窓ガラス破損だけが風の影響による損害と認められ85,360円と回答され、外壁の損傷はコーキング目地部分に水が入り経年劣化が進んだものとして、自然劣化としてすべて認められなかった。

(3)以下の理由から経年劣化を理由とした被申立人の決定には不服である。

①自宅は、海沿いで海からの風、山おろしの強いところである。自宅は3年前に中古住宅を購入した。2019年9月22日には台風17号のため風速38.2m/秒を記録している。経年劣化だけで外壁がここまで歪んだ可能性は低い。

②約款・事業規約には吹き込みの場合免責とあるが、風が外壁に沿って吹いた場合の気圧の差や直接壁に当たることで歪みが生じる可能性もある。

③経年劣化でヒビが見られるコーキング目地も、風の力により破断することも多いと考えられ、やはり自然災害によると考えられる。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 申立人は、風により外壁に歪みが生じる可能性があるとして主張するが、被申立人の実施した外部調査を踏まえると、外壁にはもともと施工瑕疵があり、その後経年劣化による内部での結露、コーキングの劣化箇所からの雨水の侵入により変形したものと判断される。
- (2) 申立人は、強風により外壁に歪みが生じると主張するが、サイディングが変形した要因は浸水にあり、メーカー意見によれば、水が浸水し反り返りが発生するものの、突発的に発生することはなく、数年かけて反りが発生することから、「経年劣化による雨水の吹き込み、染めこみ」が原因である。
- (3) 申立人は、コーキングのひびは風により破断することが多いから自然災害であると主張するが、専用金物で取り付けされたサイディングに影響が発生するほどの強風であれば、サイディング以前に、取り付け箇所が露出している雨どい等が飛散することが考えられることから、風によりコーキングにヒビが入ったのではなく、経年劣化が原因である。

<裁定の概要>

審議会において、損害状況は被申立人の主張のとおり経年劣化と思われるが、異議申立・再審査に関する共済側の説明に不十分な点があり、裁定申立てに至る経緯を考慮したうえで、事案の性質ならびに紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、両当事者に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。